



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 9 8 号 令和 4 年 9 月 1 3 日 発行

目 次

【告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-------|---------------------|-------|
| 5 6 7 | 種畜証明書を交付した旨の通報を受けた件 | 畜産振興課 |

【選挙管理委員会告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-----|---|------|
| 7 7 | 地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件 | |
| 7 8 | 地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件 | |
| 7 9 | 地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件 | |
| 8 0 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件 | |

徳島県告示第五百六十七号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次のとおり同法第四条第一項本文の種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により公示する。
 令和四年九月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 種畜証明書番号 | 家畜の種類 | 品 種 | 毛 色 | 名 前 | 等 級 | 飼 養 者 | |
|--------------|-------|--------|-----|--|-----|----------|--------------------------|
| | | | | | | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |
| 一一〇三六〇一〇〇〇一 | 馬 | KWP N種 | 黒鹿 | クールAK | 二級 | 小松島市新居見町 | 有限会社徳島乗馬倶楽部 |
| 三一九三六〇一〇〇〇一 | 豚 | デュロック種 | 褐 | ポドミン ユメ サクラーエース トクシマチツケ ン四一〇〇 〇六 | 同 | 板野郡上板町 | 徳島県立農林水産総合技術支援 センター所長 |
| 三三一一三六〇一〇〇〇一 | 同 | 同 | 同 | ユメサクラーエー スDトクシ マチツケン九 〇一〇一〇一 | 同 | 同 | 同 |
| 三三一一三六〇一〇〇〇二 | 同 | 同 | 同 | ユメサクラーエー スDトクシ マチツケン八 〇三三〇二一 | 同 | 同 | 同 |
| 三三一一三六〇一〇〇〇一 | 同 | 同 | 同 | ビック ユメサ クラエースト クシマチツケン 〇一〇四〇一 | 同 | 同 | 同 |
| 一一五五二二七九八三九 | 肉用牛 | 黒毛和種 | 黒 | 藍美津平 | 同 | 同 | 同 |
| 一一五五二二七九八八四 | 同 | 同 | 同 | 阿波幸久 | 同 | 同 | 同 |
| 一一五一〇一八〇〇〇八 | 同 | 同 | 同 | 幸美桜 | 同 | 同 | 同 |

| | |
|-------------|-------------|
| 一一六三六八四〇四五九 | 一一六〇六九四七七八二 |
| 同 | 同 |
| 同 | 同 |
| 同 | 同 |
| 劍桜 | 陽美 |
| 同 | 同 |
| 同 | 同 |
| 同 | 同 |

徳島県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、三、六、七人

徳島県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六九、七二二人

徳島県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

| 選挙区名 | 数 |
|--------|---------|
| 徳島 | 七一、一二六人 |
| 鳴門 | 一五、九二九人 |
| 小松島・勝浦 | 一二、四〇九人 |
| 阿南 | 一九、九八一人 |
| 吉野川 | 一一、三〇八人 |
| 阿波 | 一〇、二六五人 |
| 美馬 | 一〇、三八九人 |
| 三好第一 | 七、〇五二人 |
| 名西 | 八、五八七人 |
| 那賀 | 二、二八四人 |
| 海部 | 五、五七六人 |
| 板野 | 二七、二八六人 |
| 三好第二 | 三、九二三人 |

徳島県選挙管理委員会告示第八十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六九、七二二人